

「LRTまちづくり部会」の設置について

1 設置の目的（別紙1参照）

- ・ LRT事業について、その整備効果を最大限に高め、魅力あるまちづくりを推進するためには、JR宇都宮駅東側の優先整備区間の開業や駅西側の事業化に向けて、交通結節点における基盤整備やLRT導入に伴う道路空間再編等に関する検討とあわせて、LRT導入を契機とした沿線のまちづくりに取り組む必要がある。
- ・ そのため、LRTまちづくりによって沿線のまちの姿がどう変わっていくかなどの将来イメージや全体ビジョンを住民・事業者等と共有しながら、各種まちづくり施策を効果的・戦略的に展開できるよう、「芳賀・宇都宮基幹公共交通検討委員会」の専門部会として、学識経験者や交通事業者、まちづくり関係団体、行政等で構成する「LRTまちづくり部会（以下、「部会」という。）」を新たに設置し、LRT沿線のまちづくりに関して検討・具体化していく。

2 部会における検討事項及び主な検討内容について

検討事項	主な検討内容
ア LRT沿線のまちづくり方針に関する事項	■ 駅西側区間 <ul style="list-style-type: none"> ・ LRTと一体となったまちづくりの将来像 ・ LRT沿線におけるエリア別のまちづくりの方針（テーマ）、必要となる機能（導入機能）
イ LRT導入に伴うまちづくり施策・事業に関する事項	■ 駅西側区間 <ul style="list-style-type: none"> ・ LRTや交通結節点等の基盤整備と一体となったまちづくり施策・事業（市街地整備手法や都市計画制度の活用など）
ウ その他、LRT沿線のまちづくりに必要な事項	■ 駅東側区間・駅西側区間共通 <ul style="list-style-type: none"> ・ LRT導入に伴う関連施策 等 （駐車場施策、公共交通利用促進策、低炭素化やスマートシティ施策との連携など）

3 部会での検討の進め方（別紙2参照）

LRTと一体となった沿線の魅力あるまちづくりの実現に向けて、LRTのルート等について技術的な検討を行う「交通結節点等基盤整備部会」等と連携するとともに、部会を構成する学識経験者や交通事業者、沿線のまちづくりを担う関係者などとまちの将来像を共有しながら、LRTまちづくり方針やエリア別のまちづくり手法等について検討を行う。

なお、検討結果については、適宜委員会に報告する。

L R Tまちづくり部会設置要綱

(設置)

第1条 芳賀・宇都宮基幹公共交通検討委員会（以下「委員会」という。）設置要綱第9条に基づき、L R Tまちづくり部会（以下「部会」という。）を設置する。

(検討事項)

第2条 部会は、次の各号に掲げる事項について検討する。

- (1) L R T沿線のまちづくり方針に関する事項
- (2) L R T導入に伴うまちづくり施策に関する事項
- (3) その他、L R T沿線のまちづくりの検討に必要な事項

(組織)

第3条 部会は、別表第1に掲げる委員で組織することとし、市長が委嘱する。

- 2 学識経験者委員の任期は、委嘱の日から検討終了の会議の日までとする。
- 3 経済活性化委員、まちづくり委員、地域代表委員、行政委員、軌道運送事業者委員の任期は、委嘱の日から検討終了の会議の日までとし、委嘱されたときにおける当該職又は身分を失ったときは、その職を失う。
- 4 欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(部会長)

第4条 部会に、部会長1人を置く。

- 2 部会長は、委員の互選によって定める。
- 3 部会長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 4 部会長に事故があるとき、又はやむを得ず欠席するときは、部会長があらかじめ指名したものがその職務を代理する。

(行政アドバイザー)

第5条 部会に、別表第2に掲げる行政アドバイザーを置く。

(オブザーバー)

第6条 部会に、別表第3に掲げるオブザーバーを置く。

(会議)

第7条 会議は、必要に応じて、部会長がこれを招集する。

- 2 部会長は、必要に応じて、関係者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(小部会)

第8条 部会は、第2条各号に掲げる事項について、必要に応じて、小部会を設置することができる。

- 2 小部会の組織、運営その他必要な事項は、部会長が別に定める。

(事務局)

第9条 部会の事務局は、宇都宮市都市整備部都市計画課及び市街地整備課、総合政策部地域政策室、交通政策課、建設部L R T企画課に置く。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、部会の運営に関して必要な事項は、部会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年9月27日から施行する。

別表第1（第3条関係）

	氏名	役職等
学識経験者委員	望月 明彦	日本大学客員教授
	大森 宣暁	宇都宮大学教授
	山島 哲夫	宇都宮共和大学教授
経済活性化委員	檜原 貞亮	宇都宮商工会議所 常務理事
まちづくり委員	田辺 義博	特定非営利活動法人 宇都宮まちづくり推進機構 事務局長
	大島 一夫	社会福祉法人 宇都宮市社会福祉協議会 常務理事兼事務局長
地域代表委員	宮本 隆昌	中央地域まちづくり推進協議会 副会長
	齋藤 高藏	宇都宮市商店街連盟 会長
	竹川 哲夫	宇都宮中心商店街 みやヒルズ活性化委員会 会長
	齋藤 公則	特定非営利活動法人 宇都宮中心商店街活性化委員会 理事長
	市村 耕三	J R 宇都宮駅西口地区まちづくり協議会 会長
行政委員	鎌田 秀一	宇都宮市副市長
	古谷 一良	芳賀町副町長
軌道運送事業者委員	中尾 正俊	宇都宮ライトレール株式会社常務取締役

別表第2（第5条関係）

行政アドバイザー	栃木県県土整備部交通政策課長
	栃木県県土整備部都市計画課長
	栃木県警察本部交通部交通規制課長

別表第3（第6条関係）

オブザーバー	東日本旅客鉄道株式会社大宮支社総務部企画室長
	東武鉄道株式会社経営企画本部課長
	関東自動車株式会社取締役専務執行役員
	独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部事業企画部担当部長

○ L R T 事業に係る検討体制

